

ご存知ですか エコカー減税 減税対象車はこんなにお徳！！

「環境対応車」購入の方に 国からの補助金が交付されます。

<実施期間> 1年間/平成21年4月10日～平成22年3月31日まで(平成21年4月10日に遡及適用)

※平成21年6月19日より申請受付開始

新車を購入される方が対象となります

新車とは、平成21年4月10日から平成22年3月31日までに、新車新規登録(登録自動車)または、新車新規検査届出(軽自動車)された自動車です。

車齢13年超のクルマを使用している方は「廃車を伴う新車購入補助」対象者となります。

現在お乗りのクルマが車齢13年に達している場合、いわゆる「下取り」ではなく、そのクルマを本制度実施期間中に「廃車」にして一定の環境性能を有する新車を購入すると、「廃車を伴う新車購入補助金対象」となります。

※「廃車」は、平成21年4月10日から平成22年3月31日までに、ディーラーなどが、クルマの使用者から13年超の「使用済自動車」として引き取った自動車です。

※廃車されるクルマは、過去1年間、当該使用者が廃車する車両を使用していたことが必要です。

環境性能に優れた新車を購入したい方は「新車購入補助」対象者となります。

現在お乗りのクルマが車齢13年に達していない方、新たに新車購入を検討している方は「新車購入補助」の対象となります。

補助金額の種類

乗用車・商用車等

古いクルマの廃車を伴う新車購入補助額		新車購入のみの補助額	
登録自動車	軽自動車	登録自動車	軽自動車
250,000円	125,000円	100,000円	50,000円

※交通事故など特別な場合を除き「1年間」に満たない期間に対象となる新車を「転売」などすると、交付された補助金を返納することになりますので、ご注意ください。

中古車だってエコカー減税 エコカー減税 & 新車補助金 お気軽にご相談下さい!!

重量税

対象期間 平成21年4月1日～平成24年4月30日まで

自動車重量税は自動車の重量に対して課税される国税です。車検時に、車検の有効期間年数分を納税します。

[税額:6,300円/0.5t(自家用乗用車の場合)]

平成21年3月以前に新車新規登録した車両が平成21年4月～平成24年4月末までの間に継続・中古車新規車検を受ける場合*に自動車重量税が「軽減」されます。* 減免措置期間内の初回のみ

●車検が切れている中古車の場合、購入時に重量税が「軽減」されます。また、車検済がある場合は、期間内で最初に車検を受ける時に重量税が「軽減」されます。

燃費基準+25%以上達成
 燃費基準+95%以上達成
 または
 燃費基準+20%以上達成

低排出ガス車
 低排出ガス車

75%軽減
2010年度燃費基準+25%達成かつ☆☆☆☆^{K1}

50%軽減
2010年度燃費基準+15%以上達成かつ☆☆☆☆^{K1}

取得税

対象期間 平成21年4月1日～平成22年3月31日まで

自動車取得税は、車の取得に対して課税される地方税です。購入する車によって税率が異なります。

[税率:5%(自家用車)、3%(営業車、軽自動車)]

中古車取得時にも取得税が「控除」されます。

燃費基準+25%以上達成
 燃費基準+95%以上達成
 または
 燃費基準+20%以上達成

低排出ガス車
 低排出ガス車

取得額から30万円控除
2010年度燃費基準+25%達成かつ☆☆☆☆^{K1}

取得額から15万円控除
2010年度燃費基準+15%以上達成かつ☆☆☆☆^{K1}

自動車税

対象期間 平成22年3月31日まで

平成21年度中に新車新規登録された車を中古車で購入した場合、平成22年分の自動車税が「軽減」されます。

燃費基準+25%以上達成
 燃費基準+95%以上達成
 または
 燃費基準+20%以上達成

低排出ガス車
 低排出ガス車

50%軽減
2010年度燃費基準+25%達成かつ☆☆☆☆^{K1}

25%軽減
2010年度燃費基準+15%以上達成かつ☆☆☆☆^{K1}

(K1)☆☆☆☆:平成17年度燃費排出ガス7%削減レベル。(K2)対象車には燃費自動車(燃費削減率も含む)、低排出ガス自動車(☆☆☆☆または燃費率☆☆☆☆に該当)も含む。(K3)重量税:平成17年度燃費排出ガス10%以上削減(90またはPM)レベル。